

一般事業主行動計画

策定日：令和8年3月1日

社会医療法人聖峰会

次世代育成支援対策推進法

『次世代育成支援対策推進法』の趣旨に基づき、職員が仕事と子育てを両立できる環境を整備するとともに、すべての職員が働きやすい職場づくりを推進し、その能力を十分に発揮できるよう、次のとおり行動計画を策定する。

記

1 計画期間

令和8年4月1日～令和10年3月31日までの2年間

2 現状

男性職員の育児関連制度の利用が進まない背景には、制度の認知不足や代替体制の未整備が課題となっている。また、労働時間については、業務の偏りや効率化不足により、一部の部署・職員に負担が集中していることが課題である。

3 計画内容

《目標》

- ① 男性職員の子育て目的の休暇取得率 80%以上を目指す。
- ② 男性職員の育児休業取得率 10%以上を目指す。
- ③ 月 45 時間を超える時間外労働者をゼロとすることを旨とする。

《対策》

- ・令和8年4月～
配偶者の出産に伴う特別休暇制度について、周知方法の見直しを行い、周知を強化する。
- ・令和8年10月～
ロールモデルとして、取得経験者の声等を収集し、職員へ公開する。
業務の見直し（業務分担の平準化、不要業務の削減、タスクシフト等）を行い、時間外労働の削減を推進する。
- ・令和9年4月～
職員を対象に、仕事と育児の両立をテーマとした研修等を実施する。
- ・令和9年10月～
管理職を対象に、育児休業取得者への業務配分やマネジメントに関する意識啓発を行う。
管理職を対象に、労働時間管理および長時間労働是正に関する研修を実施する。

4 進捗管理

取得率や制度利用状況を定期的に把握・分析し、必要に応じて行動計画の見直しおよび改善を実施する。